

LED FENDER LESS KIT with LEDフェンダーレスキット SLIM REFLEX REFLECTOR (※ウインカーなし仕様)	適応車種	商品NO.
	GB350 (`21~`22) <2BL-NC59>	30179

■ ご使用前に必ずご確認ください ■

※本商品のご使用前に最終項に記載のURL（保証規定）より保証規定の内容を読み、ご理解のうえご使用ください。

※本商品の使用をもって、本書と保証規定の内容の全てを理解・承諾したものとみなします。本書内の注意事項を守らず使用したことによる事故や損害について、当社では一切の責任を負いません。

※本書は、いつでも取り出して読めるように大切に保管してください。また第三者に譲渡する場合は、必ず本書も併せてお渡ししてください。

	要件を満たさず使用しますと、死亡または重傷に至る可能性や第三者の生命や財産を損なう可能性が想定される場合を示してあります。
 禁止	- 市販のナンバープレートベースや電装アクセサリなどを取り付けると、荷重オーバーや振動増幅などにより本商品を破損させる原因となります。 - 本商品に加工を施し商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。商品の破損原因となる場合がございます。
 実施	- 装着前に取付個所の純正部品や車両に欠損や破損がないか確認し、異常が見られる場合は新品に交換するなどしてください。 - 走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を必ず点検してください。異常があった場合は、商品の使用または車両の走行を中止し、認証工場や販売店へご相談してください。

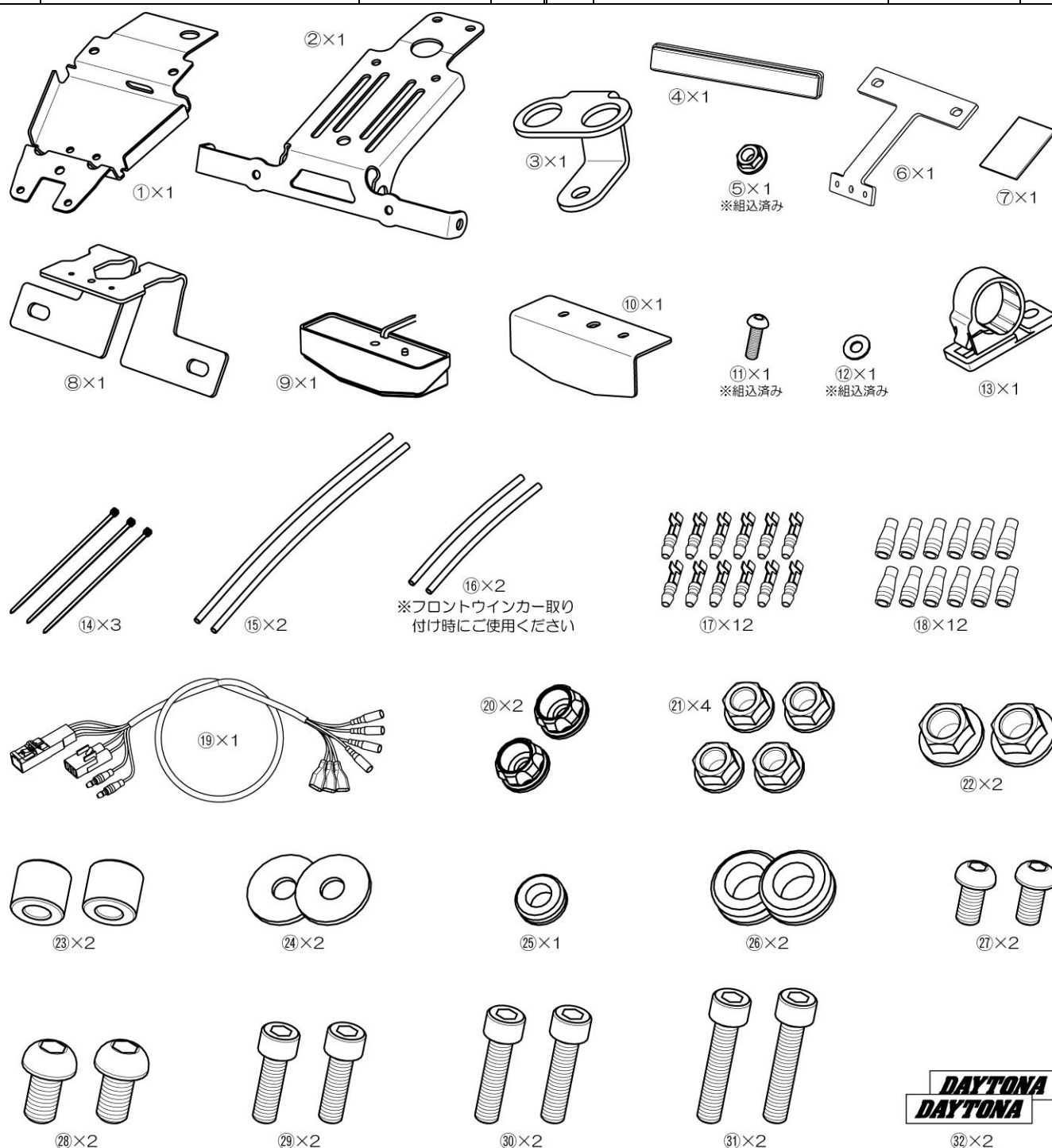
	要件を満たさず使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。
 実施	- 本商品を記載している適応車種以外に使用しないでください。 - パッケージ開梱時や商品取り扱い時にパッケージや商品の端面、突起、バリなどがあり予期せぬケガや事故が発生する場合があります。特に本商品は製造上の工程により端部が鋭くなっております。取り扱いの際は必ず保護手袋を着用し、ケガには十分に注意して作業を行ってください。 - 本商品を開梱の際は、構成部品や外観の不具合、異常がないことを必ず確認ください。万一気づきの点があったら、ご購入前にお買い求め販売店へ速やかにご相談ください。 - 安全のために販売店や認証工場など適切な設備と技能、専門知識のある整備士を有した店舗にて脱着作業を行ってください。作業が適切に行なわれないと、作業中やご使用中に車両や部品を損傷したり、不具合が発生する原因となります。 - 作業は周囲の安全を確保し、車両の転倒やケガに十分注意して、取付作業を行ってください。 - 作業前にバッテリーのマイナス端子を取り外してください。ハーネス結線中に予期せぬトラブルで電球切れや感電、車両火災を起こす場合がございます。 - 取り付けは各作業に適した工具をご使用ください。不適切な工具を使用すると部品の破損やケガをする可能性があります。 - ボルトやナット類の締め付けにはトルクレンチを使用して、所定トルクまたは車両メーカー発行のサービスマニュアルで指示されたトルクで確実に締め付けてください。 - 取り付け後に約 100km 走行しましたら各部を必ず点検整備してください。その後は約 500km 毎に必ず点検整備を行ない、各部に異常がないか確認し、必要に応じてネジの増し締めを行ってください。
 法令違反	- 本商品に加工を施し、商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。保安基準に抵触します。 - 付属の⑨LED ライセンスランプと⑥スリムリフレクターを使用しないと保安基準に抵触します。必ず取り付けてください。 - 本商品の⑩LED ライセンスランプは車両装着時のナンバープレート角度を基準に設計されております。その際の明るさは基準に適合しております。（道路運送車両法の保安基準 36 条-番号灯-および別添 63-番号灯-の基準より）上記以外の角度でナンバープレートが取り付けされている車両には保安基準を満たさないため適合しません。また商品への加工（角度変更）を行なった場合も保安基準を満たさなくなる可能性があります。絶対に行なわないでください。
 その他	- 本商品を装着したことによる物的損害や人的損害などの保証は一切お受けできません。また商品保証は本商品のみが対象になります。 - 本商品に交換すると純正ウインカーと純正テールランプが取り付けできなくなります。別売のテールランプ一体型のウインカーをご用意ください。 - ウインカーを交換する際は、装着予定のウインカーに対応したウインカーリレーに交換してください。 - 本商品を取り付けるとタイヤによる水やほこりの巻き上げが大きくなり、商品内やリアフェンダー、ナンバープレートの裏側などに汚れが生じやすくなります。 - 車検場によっては車両全長の記載事項の変更を指示される場合があります。その際は車検官の指示に従ってください。 - 仕向地の違いにより純正部品の形状や脱着方法が異なる場合があります。また、お取り付けできない場合がございます。あらかじめご了承ください。 - 本商品を取り付けした場合、車両側の取り付け面や、その周辺にキズが付く可能性があります。 - アシストグリップ（品番 23089&品番 23092）、またはサドルバックサポート（品番 97918）との同時装着は可能です。 - 本商品は予告なしに価格や仕様を変更する場合がございます。また文中にご紹介した商品についても同様です。あらかじめご了承ください。

本商品の特長

- 純正の大きなリヤフェンダーを取り外し、スッキリしたリヤビューを演出。
- LED ライセンスランプとスリムリフレクターを採用し、コンパクトで違和感のないリヤ周りに変更できます。

商品内容

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	ベースブラケットF		1	⑪	ギボシ端子オス	CA103	12
②	ベースブラケットR		1	⑫	スリーブ	CA103用	12
③	シートブラケット		1	⑬	変換ハーネス		1
④	スリムリフレクター		1	⑭	キャップボルトカラー	M6/シルバー	2
⑤	フランジナット ※⑥に組込済み	M5	1	⑮	フランジナット	M6	4
⑥	リフレクターステー40		1	⑯	フランジナット	M8	2
⑦	防振フェルト		1	⑰	カラー	Φ6×Φ14×12L	2
⑧	ライセンスランプステー40		1	⑱	平ワッシャ SP	M6 (外径Φ20)	2
⑨	LED ライセンスランプ		1	⑲	グロメット小		1
⑩	ランプカバー		1	⑳	グロメット大		2
⑪	ボタンボルト ※⑨に組込済み	M3×8	1	㉑	ボタンボルト	M6×12	2
⑫	平ワッシャ ※⑨に組込済み	M3	1	㉒	ボタンボルト	M8×15	2
⑬	ハーネスガイド		1	㉓	キャップボルト	M6×20	2
⑭	結束バンド	150mm	3	㉔	キャップボルト	M6×25	2
⑮	PVC チューブR	Φ5×280	2	㉕	キャップボルト	M6×30	2
⑯	PVC チューブF	Φ5×160	2	㉖	ロゴステッカー		2



取付方法

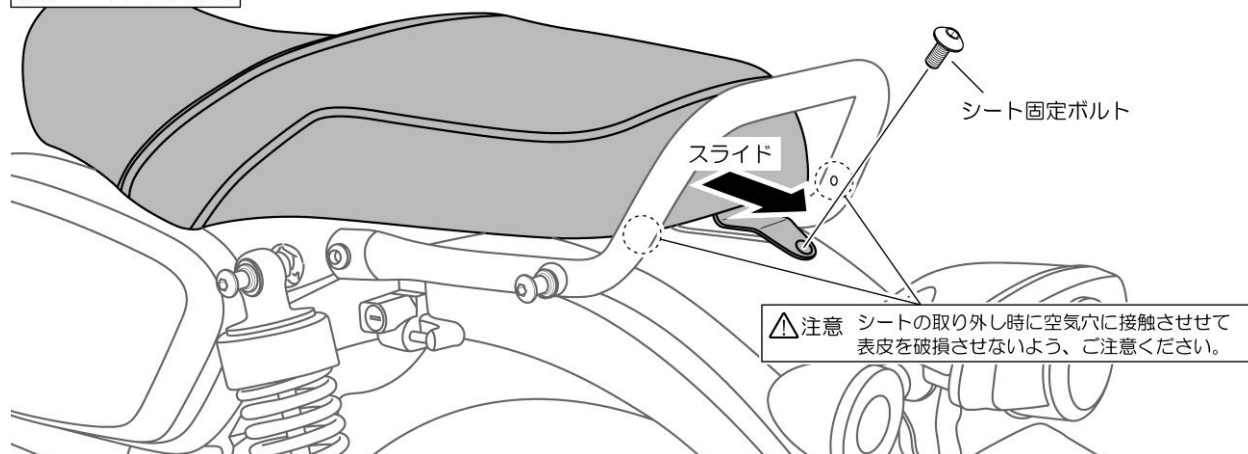
【作業前の注意事項】

- 純正部品の取り外しや取り付けについては、各メーカー発行のサービスマニュアルに従い、正しく行なってください。
- 作業を始める前に周囲の安全を確保し、車両を安定させた状態で転倒やケガなどに十分注意して作業してください。

01. 純正シートの取り外し

- 純正クラブバーの内側にある空気穴に保護テープを巻き付けます。
※この穴に純正シートが接触すると表皮破れの原因となります。
- シート固定ボルトを外し、純正シートを外します。

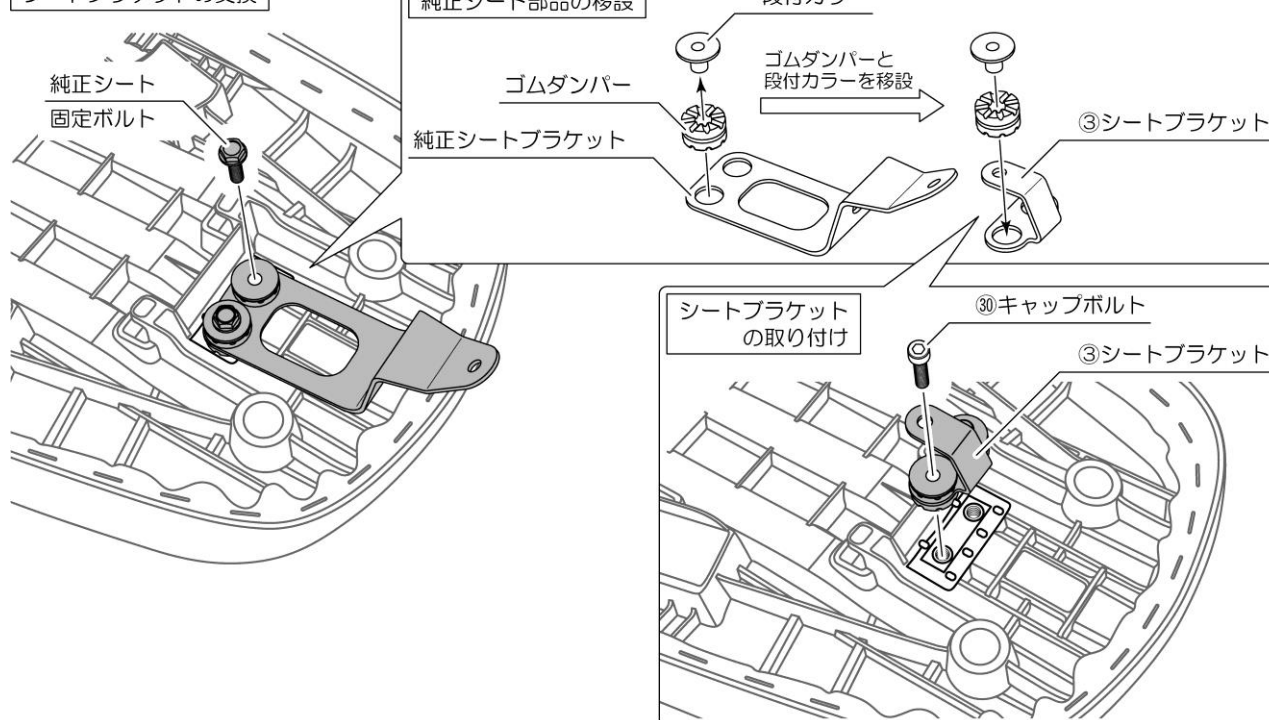
純正シートの取り外し



02. 純正シートブラケットの交換

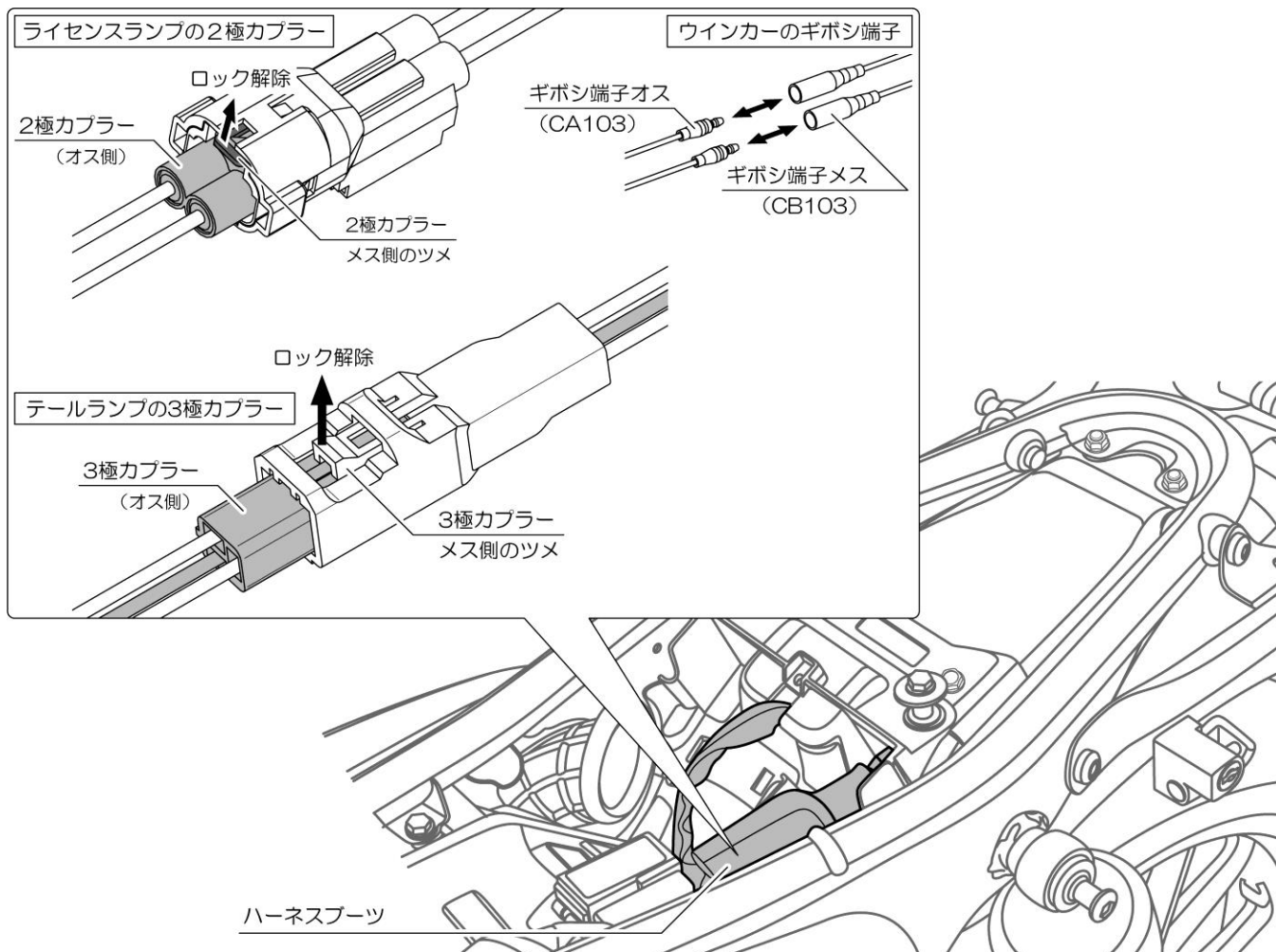
- 純正シートより、純正シートブラケットを取り外します。
- 純正シートブラケットより、段付カラーとゴムダンパーを外し、③シートブラケットに移設します。
- 組み立てた③シートブラケットと③⑩キャップボルト（M6×25）を使用して、純正シートに取り付けます。

シートブラケットの交換



03. カプラーとギボシ端子の取り外し

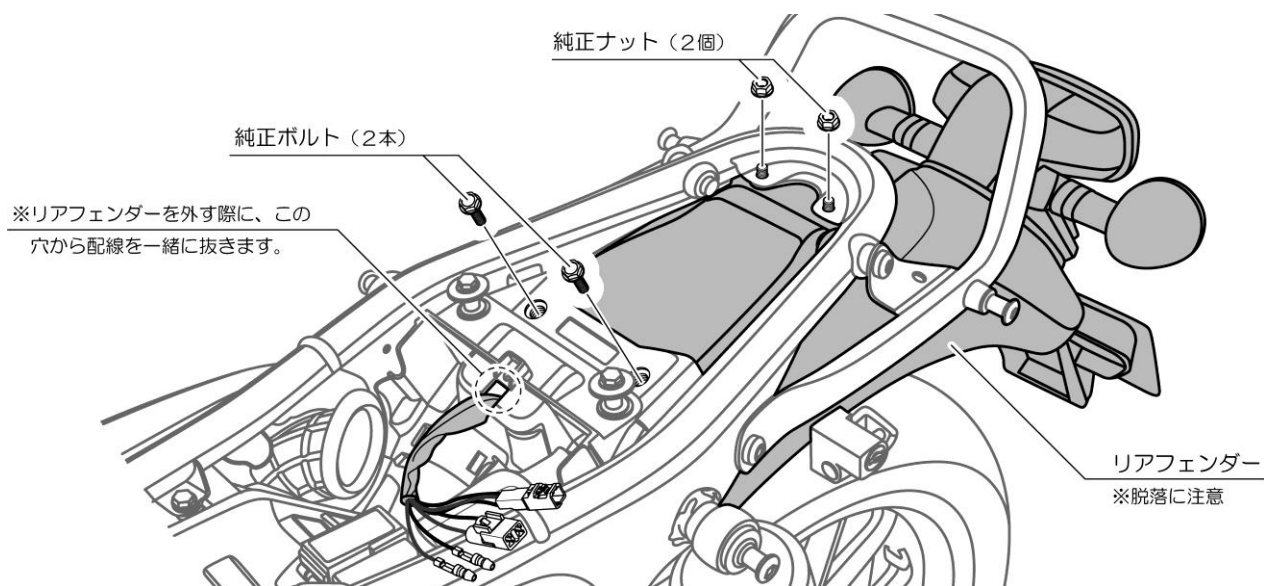
・イラストを参考にハーネスブーツ内にあるテールランプとライセンスランプ、左右ウインカーの配線接続を外します。



04. リアフェンダーの取り外し

・イラストを参考に純正ボルト（2本）と純正ナット（2個）を取り外し、テールランプやライセンスランプ、ウインカーの配線類を車両から抜きながらリアフェンダーを外します。

※ボルトとナットをすべて外すとリアフェンダーが落下します。リアフェンダーを落とさないように支えながら配線を車両から抜いて取り外してください。



05. ベースブラケットFの取り付け

- ・図1を参考に①ベースブラケットFに⑭変換ハーネスを通します。
 - ・図1を参考に⑭変換ハーネスを車両側の穴に通し、図2を参考に①ベースブラケットFのフロント側を車両の下にセットしリア側をフレームの上側に来るようにセットします。
 - ・①⑥ベースブラケットFを②フランジナット (M8) と③ボタンボルト (M8×15) を使用して取り付けます。
 - ・⑭変換ハーネスが弛まないように⑬ハーネスガイドを使用して固定します。
- ※図2より⑭変換ハーネスは 70mm 程度出ていれば、各部配線を接続するのにベストな位置に来ます。

図 1

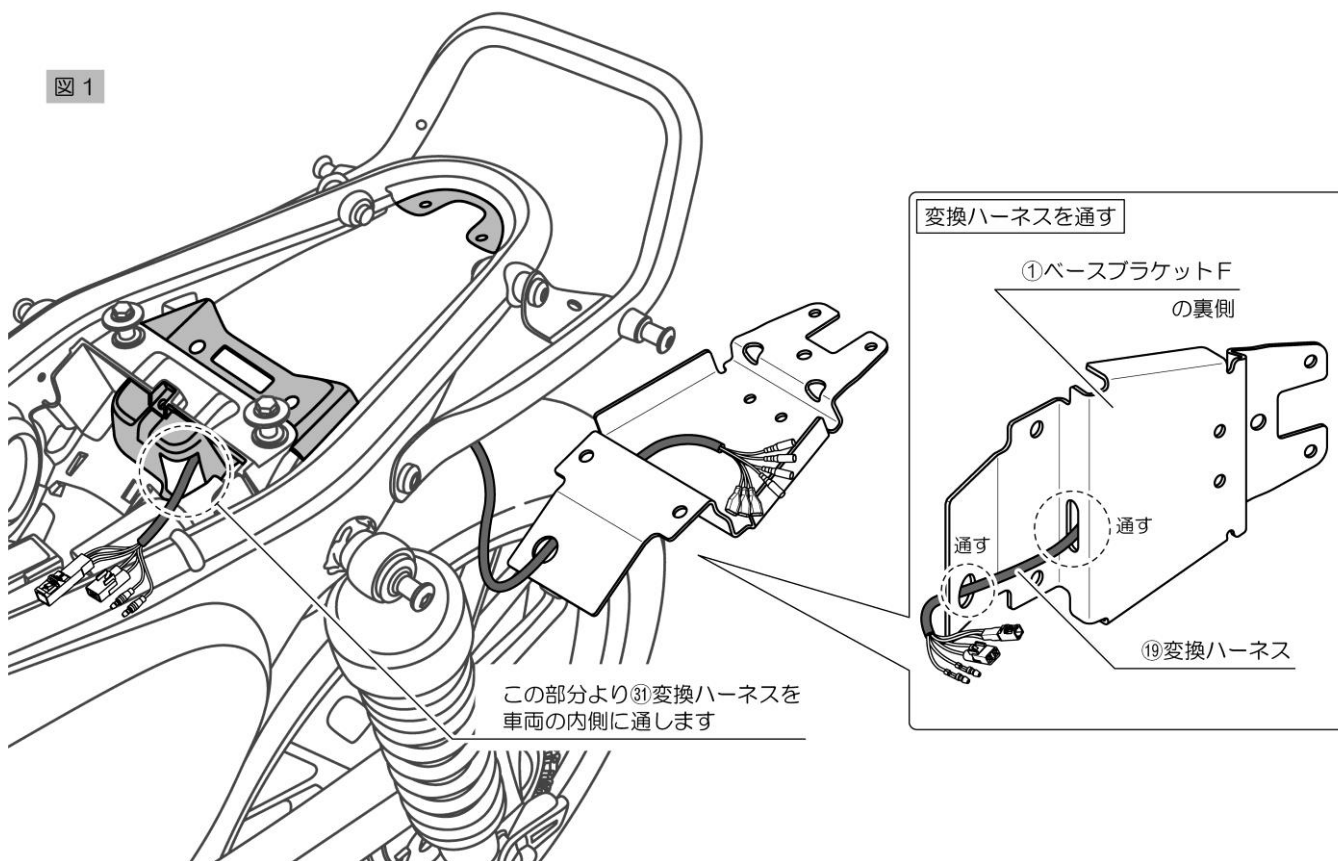
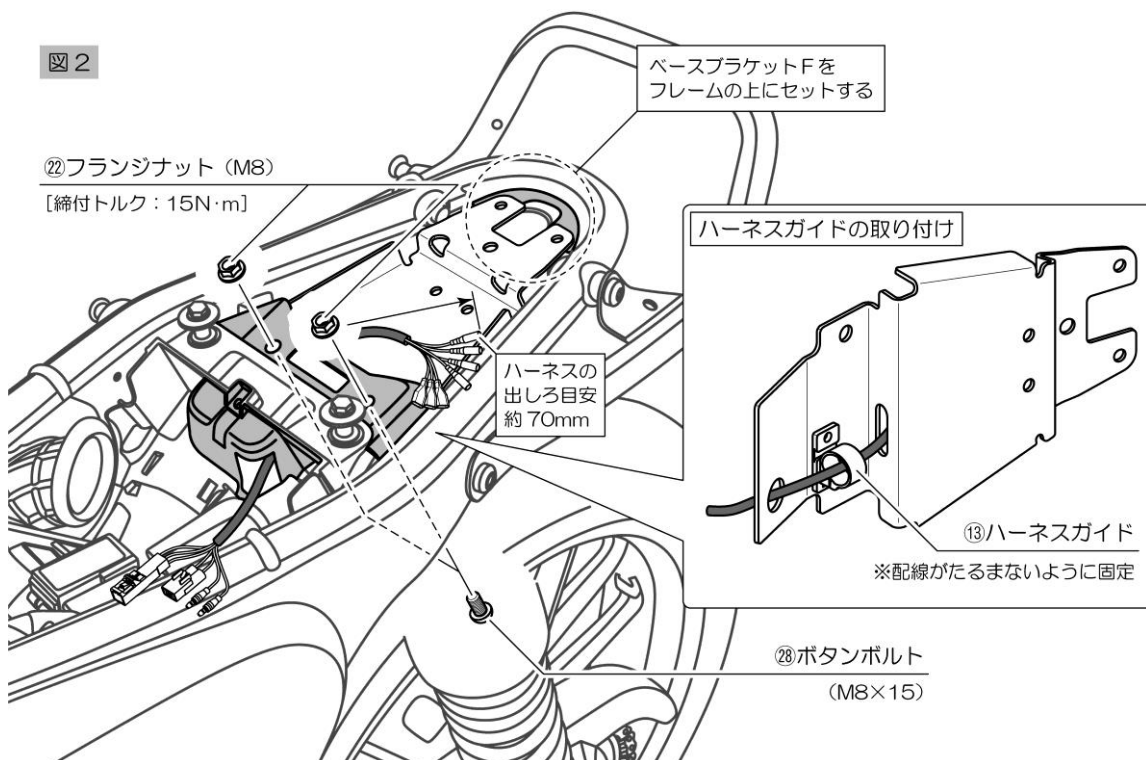


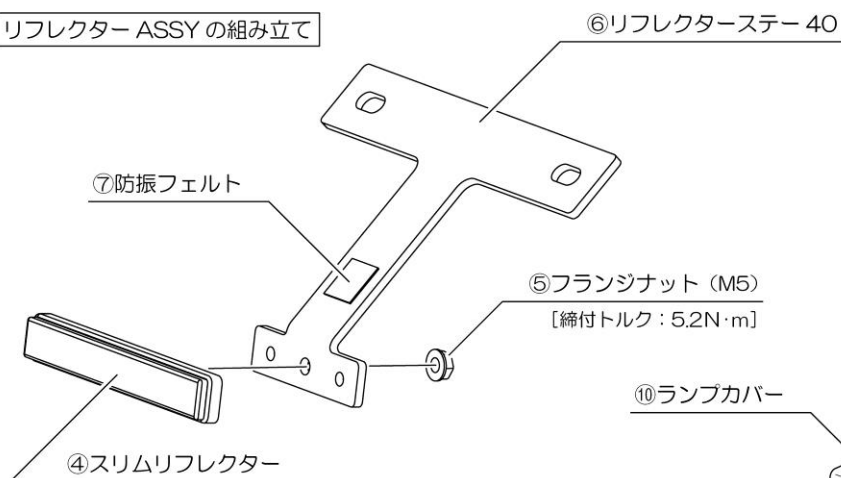
図 2



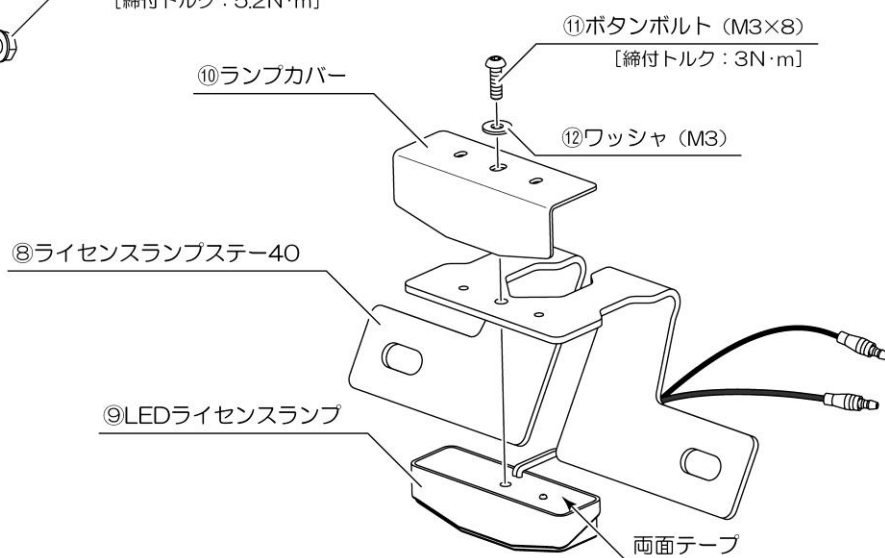
06. リフレクターASSYとライセンスランプ ASSY の組み立て

- イラストを参考に④スリムリフレクターと⑤フランジナット (M5)、⑥リフレクターステー40、⑦防振フェルトを組み立てリフレクターASSYにします。
- イラストを参考に⑧ライセンスランプステー40 と⑨LED ライセンスランプ、⑩ランプカバー、⑪ボタンボルト (M3×8)、⑫平ワッシャ (M3) を組み立てライセンスランプ ASSY にします。

リフレクター ASSY の組み立て

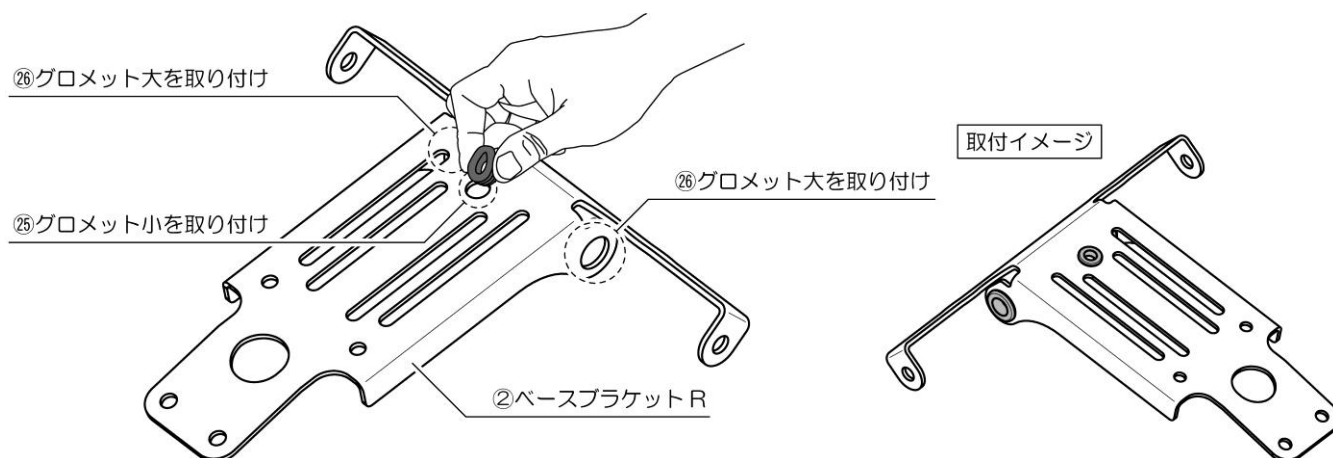


ライセンスランプ ASSY の組み立て



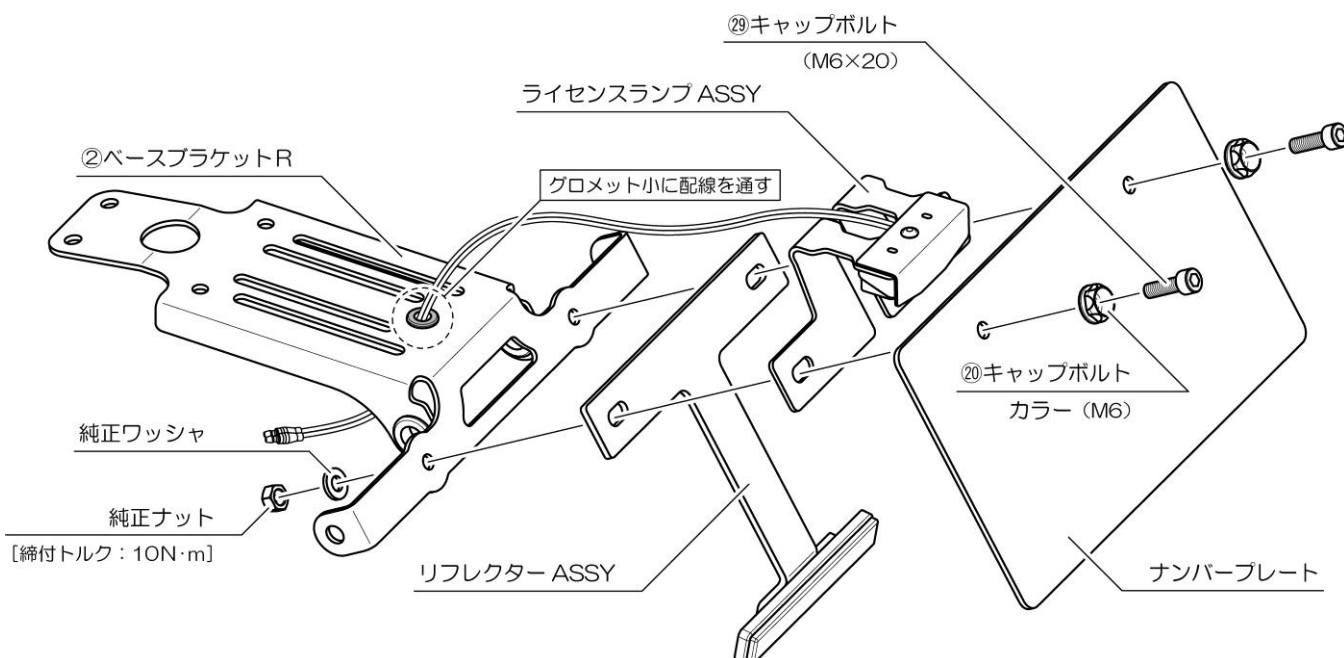
07. ベースブラケットRにグロメットの取り付け

- イラストを参考に②ベースブラケットRに②⑤グロメット小と②⑥グロメット大を取り付けます。



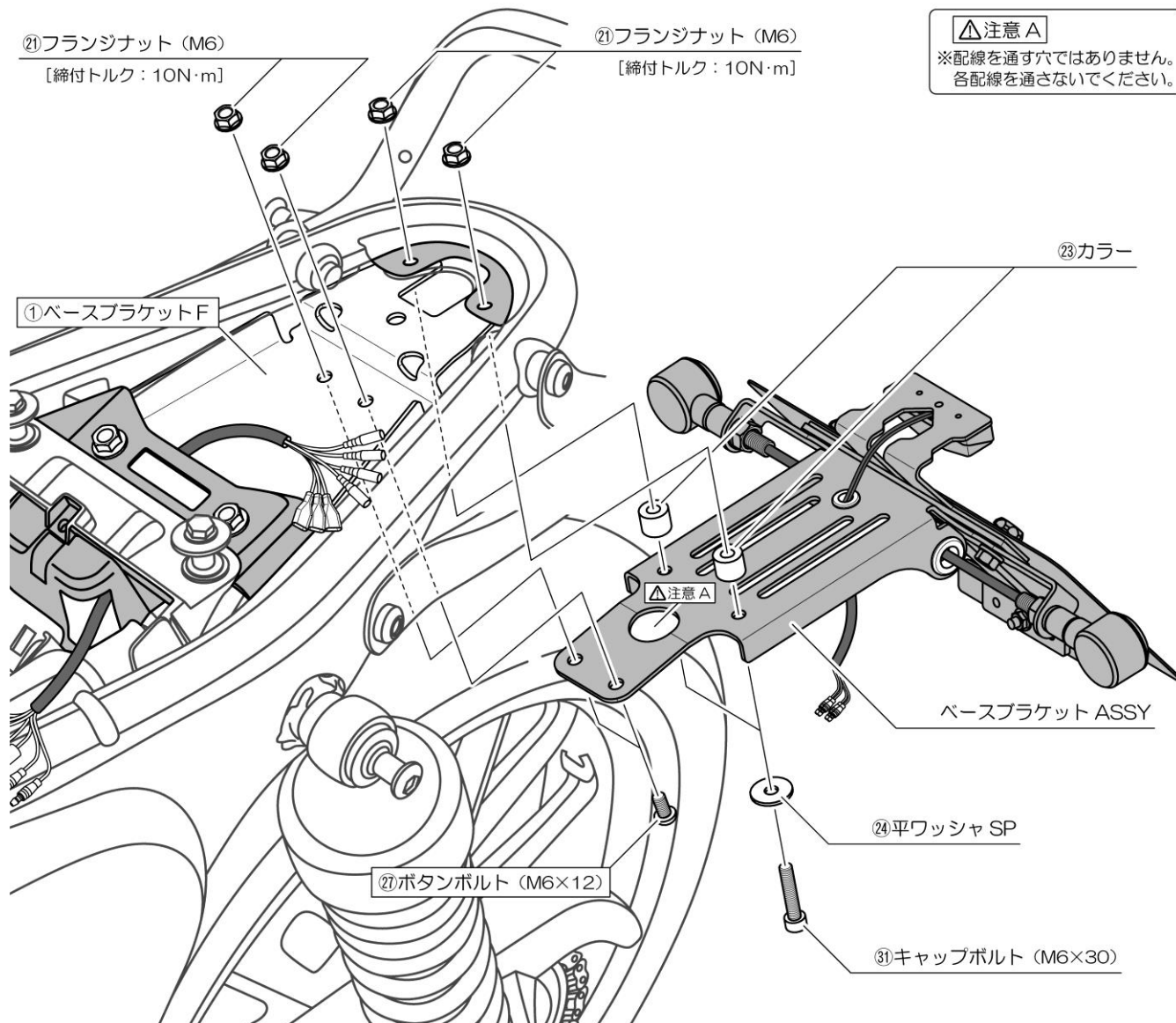
08. ベースブラケット ASSY の組み立て

- イラストを参考に②⑩キャップボルトカラーと②⑨キャップボルト (M6×20)、純正ナットを使用して、ライセンスランプ ASSY とリフレクター ASSY、ナンバープレートを組み立てベースブラケット ASSY にします。
- ライセンスランプの配線をグロメット小に通します。



10. ベースブラケット ASSY の取り付け

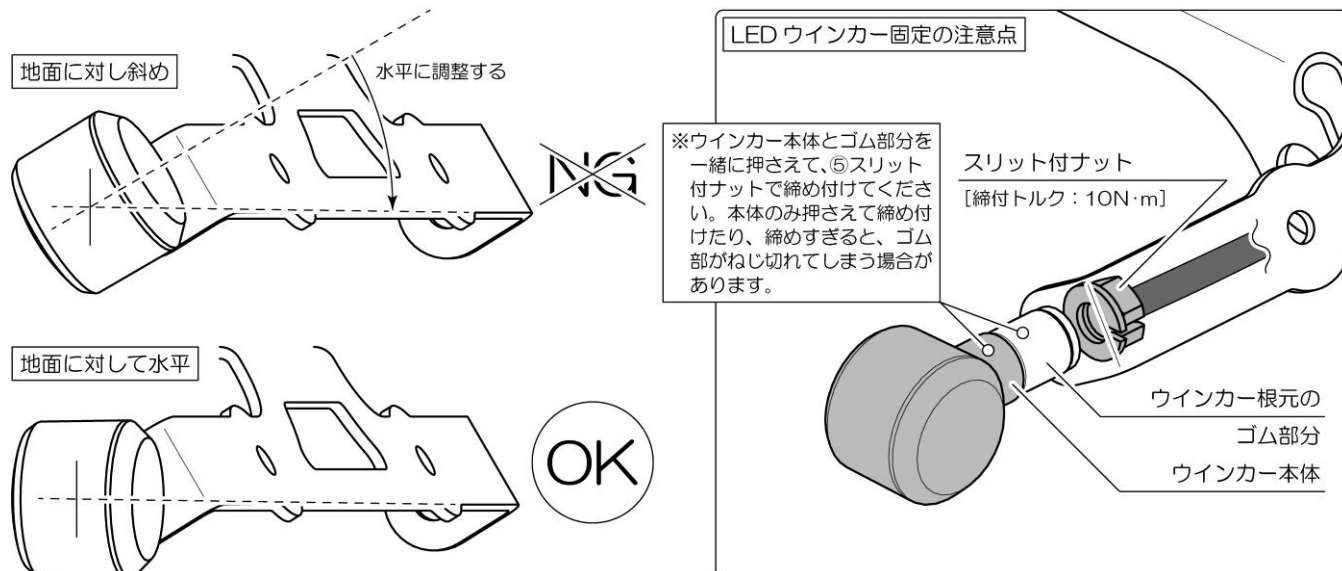
- ベースブラケット ASSY を①ベースブラケット F へ②フランジナット (M6) と⑦ボタンボルト (M6×12)、③カラー、④平ワッシャ SP (M6)、⑧キャップボルト (M6×30) を使用して取り付けます。



11. ウィンカーの角度調整と固定

- イラストを参考に LED ウィンカーを地面に対して、水平の向きになるよう角度を調整します。
- LED ウィンカーの根元部とゴム部を一緒に押さえてスリット付ナット (M8) で固定します。

※締めすぎに注意してください。また本体部のみ押さえて締め付けるとゴム部分がねじ切れてしまいます。



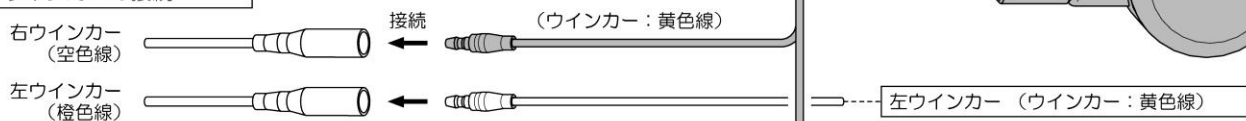
12. 配線の接続

- イラストを参考に車両側の2極カプラーと3極カプラー、ギボシ端子へ⑩変換ハーネスを接続します。
- イラストを参考に⑩変換ハーネスへライセンスランプと右ウィンカー、左ウィンカーを接続します。

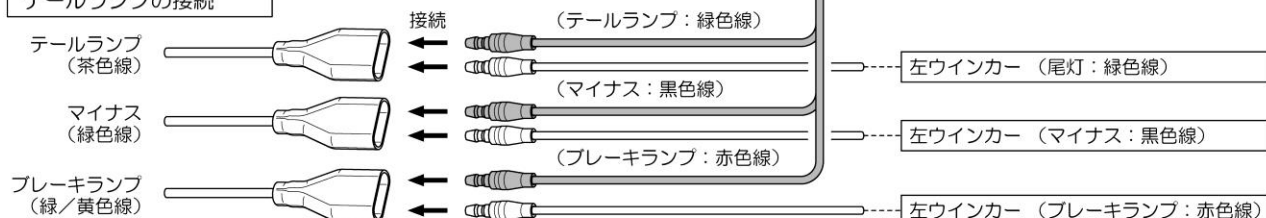
変換ハーネスとウィンカーの接続イラスト

※ウィンカー側に記載の配線色は「D-Light SOL-W」の場合になります。

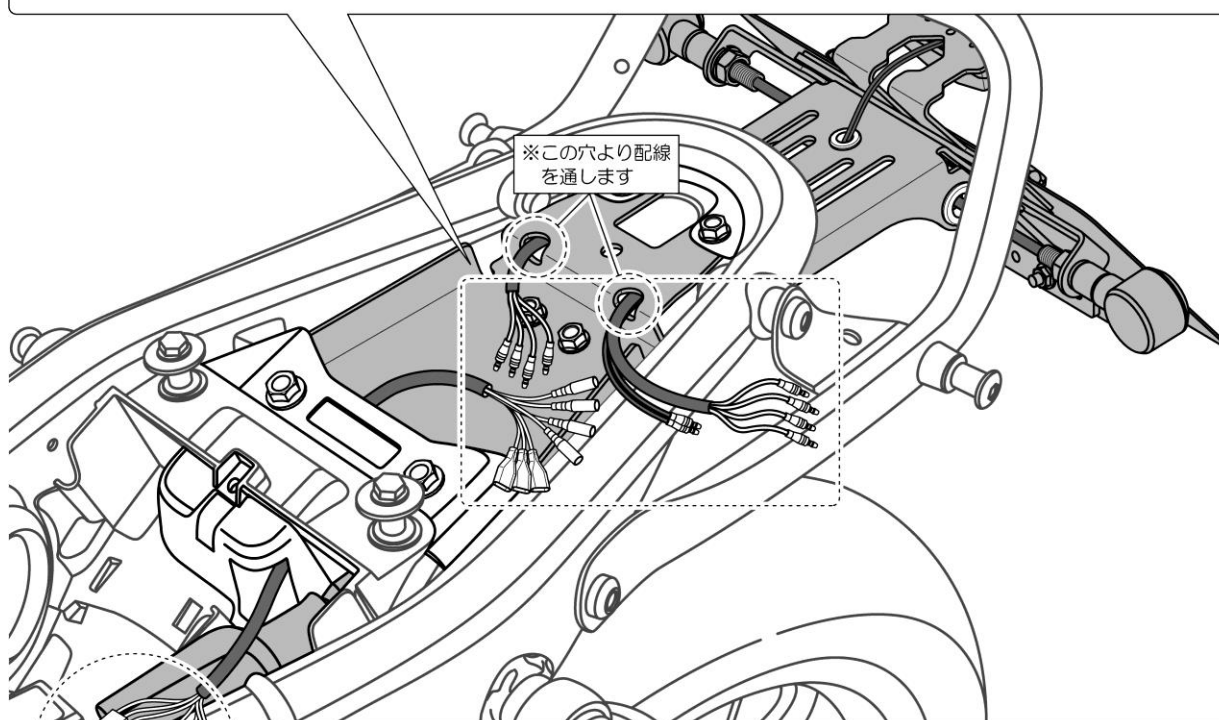
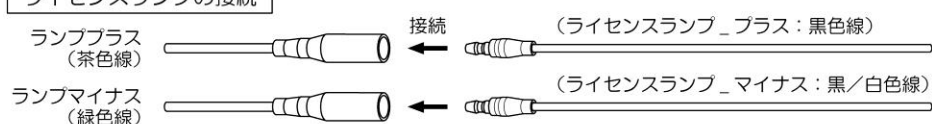
ウィンカーの接続



テールランプの接続



ライセンスランプの接続



車両側

ライセンスランプ用
2極カプラーメス

テールランプ用
3極カプラーオス

右ウィンカー
(空色線)
左ウィンカー
(橙色線)

変換ハーネス側

接続

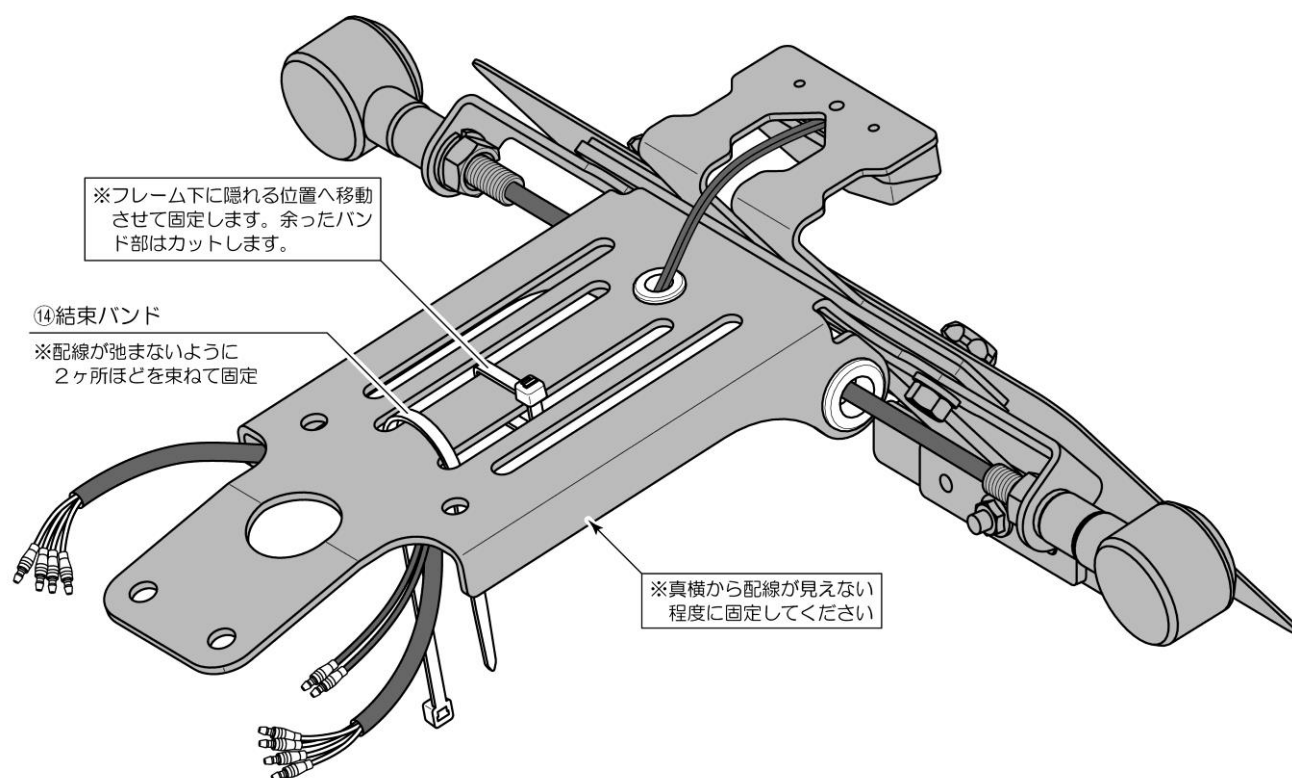
2 極カプラー

3 極カプラー

右ウィンカー (空色線)
左ウィンカー (橙色線)

13. 配線の固定

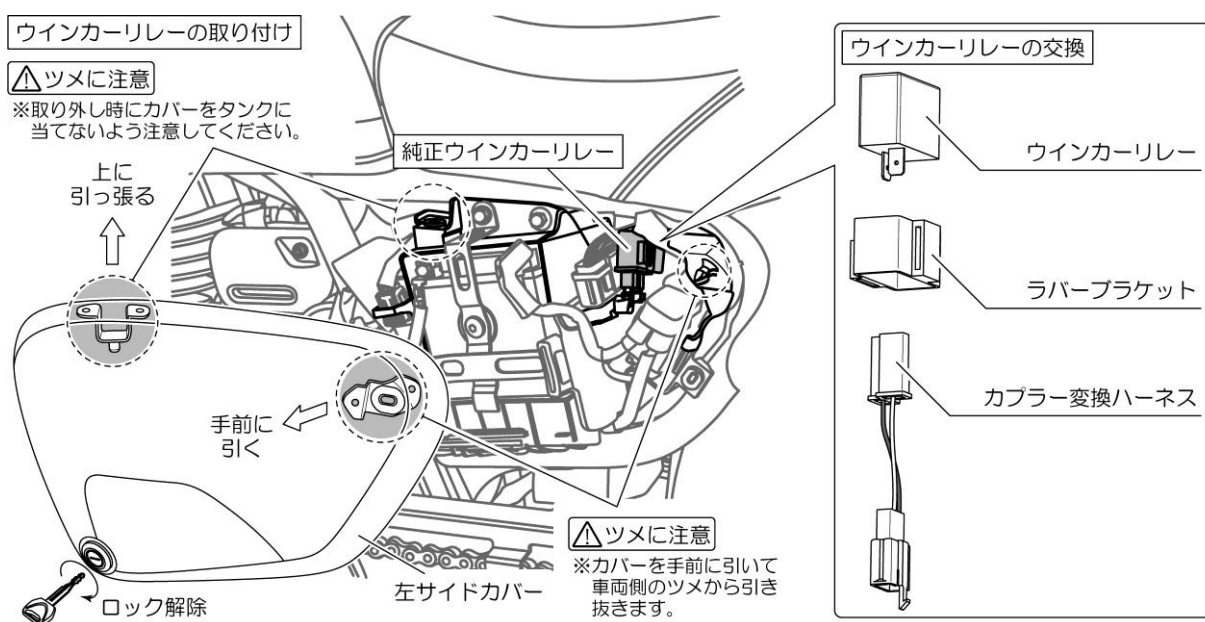
- イラストを参考に②ベースブラケットRの裏側にライセンスランプとウインカーの配線を束ねて⑭結束バンドで固定します。
※配線が弛まないように2ヶ所ほどで固定してください。また結束バンドはフレーム下に隠れる位置で固定することをオススメします。



14. ウインカーリレーの交換 [以降、別売のLED対応ウインカーリレーの取り付けを想定した説明です]

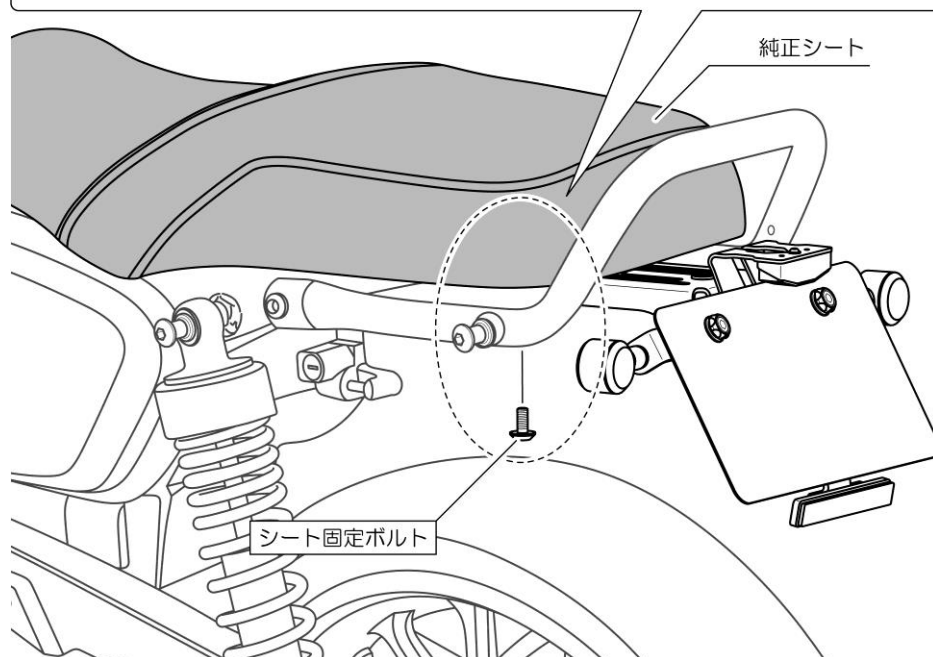
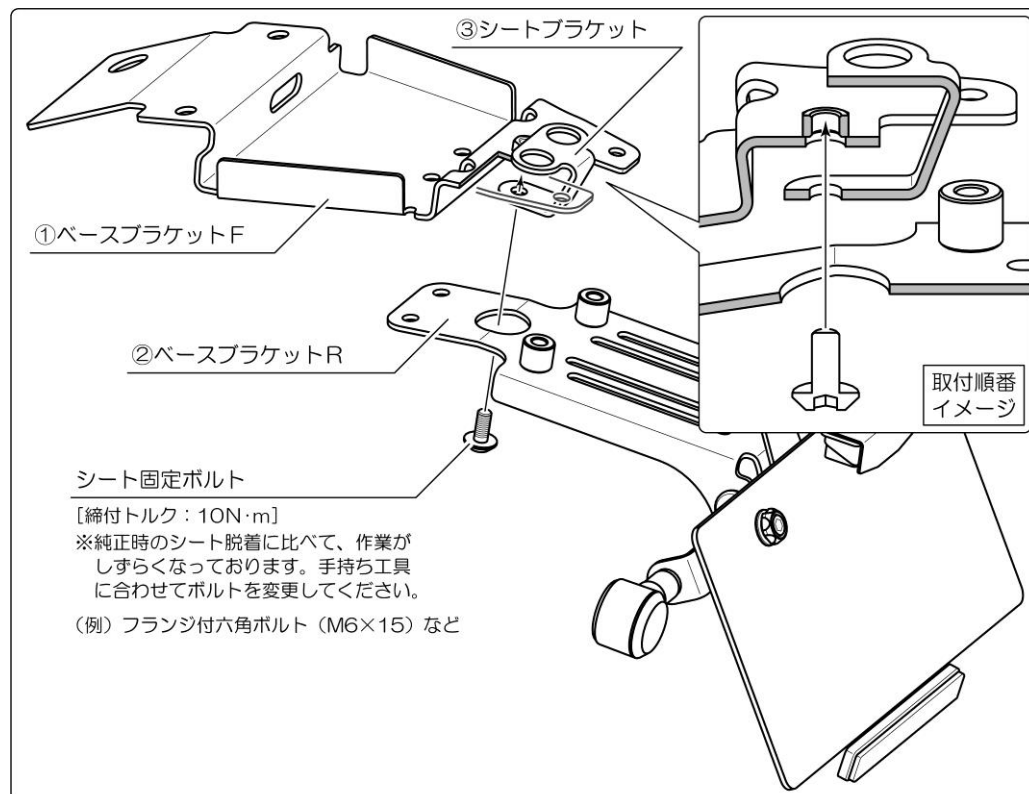
◇以降のイラストは「LED対応ウインカーリレー（品番 99989）」を装着する場合を想定した説明になっております。

- 左サイドカバーのキーを回してロックを解除し、サイドカバー内側のツメの方向に注意しながら外します。
- イラストを参考にウインカーリレーとラバーブラケット、カプラー変換ハーネスを組み立て、純正ウインカーリレーと交換します。
- 左サイドカバーを元に戻します。



15. 純正シートの取り付け

- 純正シートを車両に組み付けます。
- シート固定ボルトを使用して、③シートブラケットを①ベースブラケットFに固定します。



16. 点検作業

- 灯火類が正常に動作すること、配線類のつぶれや車両パーツ類に挟み込まれていないか点検します。またハンドルを左いっぱいにしきり無理に引っ張られたり、ツッパリがないか確認してください。その他に各部が確実に取り付けされていることを再確認し、異常がなければ車両の固定を解除して作業は終了です。

番号灯の保安基準に対する適合

当社製品ライセンスランプ SC2&スリムリフレクターキット 40(98514)とその LED ライセンスランプ SC2 を使用しているフェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。(2017 年 1 月現在)

以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63 番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品「ライセンスランプ SC2&スリムリフレクターキット 40」(98514)は当社実測データより、この基準に適合致します。)また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないので、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要な場合がありますので大切に保管してください。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準 第 36 条

自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。

- 2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第 49 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。

- 2 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。
ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第 127 条/告示 205 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx(ルクス)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。
- (3) 番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
- 3 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
 - (2) 番号灯は、点滅しないものであること。
 - (3) 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - (4) 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
 - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準 第 42 条

自動車には、第 3 2 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条

保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

- 3 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
 - (1) 番号等
 - (2) 後退灯
 - (3) 室内照明灯
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
 - (6) その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
- イ 運転席で点灯できない灯火

口 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

別添 53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5. 8. 番号灯

5. 8. 1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。

5. 8. 2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63 番号灯の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

2. 用語

2. 1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。

2. 2. 「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。

2. 3. 「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びびりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3. 試験方法

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$\text{均斉度} = \frac{\text{高照度点 2 箇所の照度の平均}}{\text{低照度点 2 箇所の照度の平均}}$$

4. 判定基準

4. 1. 3 の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス（小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス）以上であること。

4. 2. 3 の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。

4. 3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8° 以上であること。

4. 4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。

4. 5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

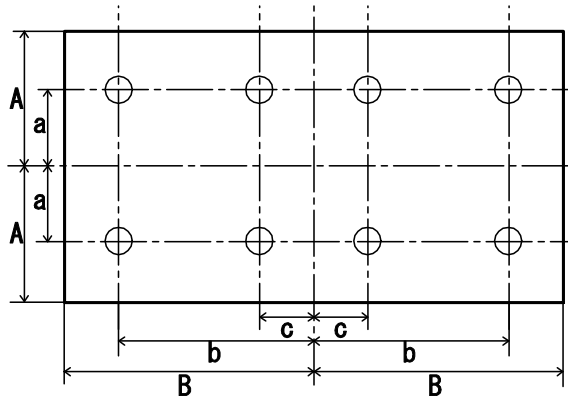
図 試験板

（注）

1. 測定点は直径 25mm の円とし、図中の○印の位置とする。

2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。

3. 試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。



番号灯の種類	A	B	a	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位 mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

■商品保証について

商品保証とは、通常のご使用において材料または製造上の不具合に起因する故障等が起きた場合、保証規定の範囲において無償修理または交換をお約束するものです。

1. 保証期間は使用回数に関わらず、ご購入日から1年間となります。
2. 保証を受ける場合には、お買い上げ日が証明できる書面（レシートなど）が必要となります。
※保証の対象は、新品かつ正規販売店でのご購入品に限り、個人売買や中古品、インターネットオークションでの購入品は保証の対象外となります。

3. 下記のアドレス（またはQRコード）より、保証規定の詳細をご一読の上、ご理解・ご承諾ください。

デイトナ保証規定

<https://www.daytona.co.jp/warranty/index.php>

※保証を受けるご連絡を以て、保証規定にご同意いただいたものとみなします。



■保証修理の受付について

お買い上げ日が証明できる書面をご用意の上、購入店もしくは当社までご連絡ください。

インターネットお問合せ

<https://www.daytona.co.jp/contact/form.php>



株式会社 **デイトナ**
東証スタンダード上場

転載 本取扱説明書の内容の一部、
禁止 または全ての無断転載を禁止

〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮4805

<https://www.daytona.co.jp>